

定額減税補足給付金（不足額給付対象確認）フローチャート

START

令和7年1月1日時点で高畠町に住民登録がある。

令和7年1月1日時点でお住いの市区町村にお問い合わせください。

いいえ

はい

合計所得金額が1,805万円以下である

いいえ

はい

令和6年度定額減税の対象である

いいえ

令和5・6年度に非課税・均等割世帯給付金の対象世帯として世帯主・世帯員に該当していた

いいえ

以下の1・2のいずれにもあてはまる
1.所得税・町県民税所得割ともに定額減税前の税額が0円
2.税制度上、「扶養親族」対象外
(青色・白色専従者、合計所得金額48万円越えの者)

はい

支給対象外
です

いいえ

はい

はい

令和6

いいえ

はい

令和6年分所得税または6年度町県民税で定額減税しきれない額がある

定額減税しきれない額の合計額（1万円未満切り上げ）の全額が令和6年度調整給付金の対象となっている。

いいえ

不足額給付金①

の対象となる可能性があります

不足額給付金②

の対象となる可能性があります